

第 2 編 災害予防計画

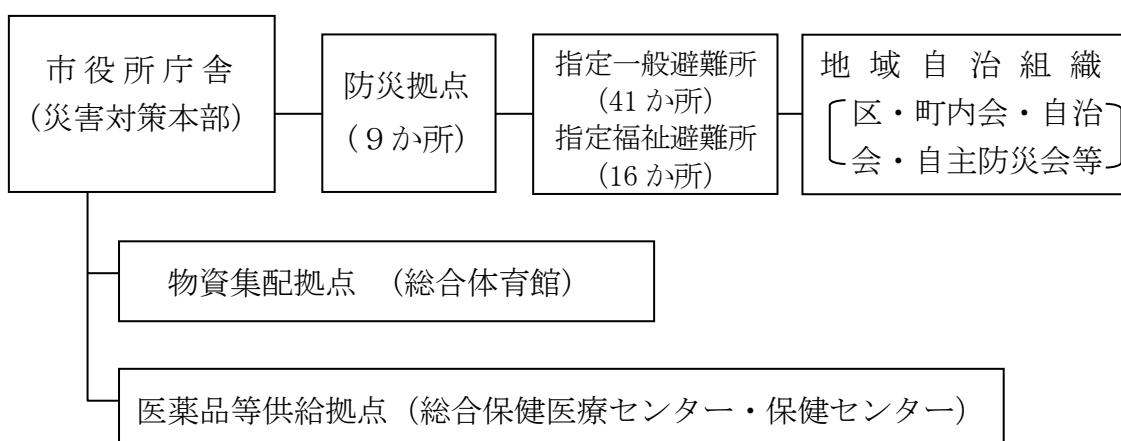
第 1 章 災害に強い防災体制の確立

第 1 節 防災体制の整備

地震災害時における市役所への機能の集中、また、それに伴う機能麻痺を排し、地域ごとに初動態勢を確保した自立的な災害対応が速やかに行えるよう、活動の拠点となる施設の役割及び機能を明確にした防災地域システムを整備する。

1 防災地域システム

全市域を統括する市役所（庁舎）を中心として、防災拠点、指定一般避難所及び指定福祉避難所、地域自治組織等を結ぶ次のネットワークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。



※指定福祉避難所のうち 9 か所は防災拠点を兼ねる。

2 施設の役割及び機能

(1) 市役所庁舎

災害時の全市的な中枢として災害対策本部を設置し、総合的な情報の集約、市の意思決定、防災拠点間の調整及び早期復旧・復興の実現に向けた対策活動を行う。

市役所庁舎は新耐震基準であり被災後も使用できると想定しているが、もし万が一、甚大な被害を受け、使用できなくなった場合の災害対策本部の代替施設について、次のとおり定め、機能を補完するための運用方法等を定める。

順位	施設名	所在地
第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地
第2順位	青少年女性センター	鳥居松町2丁目247番地

(2) 防災拠点

ア 防災拠点の指定及び圏域

全市域を9の防災圏域に区分し、それぞれの地域に防災拠点を指定する。

圏域は、徒歩又は自転車での移動が可能な概ね半径2kmの日常生活圏とする。

防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)
味美地区	味美ふれあいセンター	味美小、山王小、白山小、勝川小
西部地区	西部ふれあいセンター	春日井小、牛山小、松山小、柏原小
鷹来地区	鷹来公民館	鷹来小、西山小、大手小
東野地区	グリーンパレス春日井	東野小、北城小、松原小
南部地区	南部ふれあいセンター	小野小、上条小
中部地区	総合福祉センター	神領小、篠木小、八幡小、篠原小、鳥居松小、丸田小、南城中
高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座小、不二小、玉川小、出川小、中部大学
坂下地区	坂下公民館	坂下小、西尾小、神屋小
東部地区	東部市民センター	高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、高蔵寺まなびと交流センター、西藤山台運動交流ひろば、岩成台小、岩成台西小

イ 補完施設

防災圏域内の地理的条件、人口等に応じ、防災拠点の役割及び機能分担する補完施設を次のとおり指定する。

防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能
味美ふれあいセンター	知多公民館	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
南部ふれあいセンター	第一希望の家 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）

防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能
総合福祉センター	福祉作業所 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
坂下公民館	青年の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
東部市民センター	岩成台中学校	避難所の統括・管理等
	保健センター	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
	少年自然の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
	第二希望の家 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）

(※) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入れ。

ウ 防災拠点の役割及び機能

地域的な中枢として災害支援本部を設置し、地域情報の収集、地域的な意思決定、圏域内避難所の統括、管理のほか次の機能を有し、災害対策本部、避難所等と連動して迅速で効果的な応急対策活動を行う。

(ア) 情報収集機能

圏域内被害情報の収集、被害概況調査等の実施

(イ) 広報機能

災害情報、支援情報、ライフラインの復旧情報等の提供

(ウ) 窓口機能

各種証明書の発行、義援金等の交付及び相談窓口

(エ) 作業コーディネート機能

ボランティア、応急医療・巡回医療、応急危険度判定等の支援調整

(オ) 物資配給機能

食糧、飲料水、救援物資等の受け入れ及び配付

(カ) 代替ライフライン機能

仮設トイレの設置及びガス設備の臨時供給の確保

(キ) 応急医療機能

救護所の開設及び巡回医療・保健相談の実施

(ク) 事務処理機能

避難所の統括管理、応急対策に関する事務処理等

(ケ) 指定福祉避難所機能

要配慮者及び長期避難者の受入

(コ) 復興まちづくり支援機能

建築相談の実施及び復興まちづくりの協議の場・情報の提供

(3) 物資集配拠点

総合体育館を物資集配拠点に指定し、県及び他の自治体等からの救援物資を受け入れ、各避難所等へ搬送する物資集配機能を有する。

(4) 医薬品等供給拠点

総合保健医療センター及び保健センターを医薬品等供給拠点に指定し、医療用救援物資を受け入れ、供給の機能を有するとともに、応援救護医師等の宿泊施設とする。

(5) 指定一般避難所

尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、西藤山台運動交流ひろば、中部大学と南城中学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、南城中学校、尾東中学校を除く市内 14 の中学校は、指定一般避難所の補完施設とし、指定一般避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定一般避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。

(6) 指定福祉避難所

9 の防災拠点及び指定福祉避難所機能を有する 7 の補完施設を指定福祉避難所として指定し、地域に密着した要配慮者対策活動を行う。

(7) 救護所

防災拠点、休日・平日夜間急病診療所及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。

3 地域との連携

災害発生時は、行政のみでの対応には限界があり、災害直後の要配慮者対策、避難所の運営等では区・町内会・自治会を単位とする地域組織、自主防災組織等との連携が必要である。

日常的な地域活動を通じて、災害に強い地域づくりの実現を目指すため、防

災に関する講話等により、地域の人材の育成に努め、市民の役割、責任分担の周知、災害後の自主的な対応など防災意識の啓発に努める。

第 2 節 防災活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。

1 業務継続計画の策定

(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

2 動員計画及び緊急連絡網の策定

防災計画は、個々の災害対策要員の配備態勢及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務時間外についても、緊急連絡網を定め迅速な防災活動体制を確保する。

3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携

等について徹底を図る。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

4 人材育成及び防災訓練の実施

(1) 人材の育成等

ア 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(2) 防災訓練の実施

市は、関係機関と合同で総合防災訓練等を実施し、これら関係機関との連携を強めるとともに市民に地震災害の危険性について啓発し、災害予防意識の高揚を図る。

あわせて、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが

確実に避難できるようになることが必要である。

このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

ア 総合防災訓練

毎年9月1日の「防災の日」を中心に自衛隊、警察、ライフライン関係を始めとすることができる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民及び自主防災組織等と合同して、南海トラフ地震等の大規模地震による広域的な被害を想定した総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、避難、救護救出、消火、情報伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化・対応行動の習熟を図る。

イ 防災拠点訓練

防災拠点において、拠点参集職員による防災訓練を実施し、行動マニュアルに基づいた災害時の参集、初動態勢、避難所の開設、運営方法等の習得を図る。

ウ 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

5 広域応援・受援体制の整備

(1) 応援要請手続きの整備

県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。

今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(4) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(5) 広域消防相互応援協定

愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(6) 自衛隊との連携強化

平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。

(7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を参考に、「春日井市災害時受援計画」に基づいた受援体制を確保する。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

(3) 物資の輸送拠点

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、情報連絡体制の多重化など、通信施設の防災構造化を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

(2) 無線通信施設

ア 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、県防災行政無線及び関係機関の専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

イ 災害対策本部、防災拠点、避難所等との無線通信ネットワークの整備を図る。

ウ 車載型無線機及び携帯型無線機の増設を図る。

エ 無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。

オ 災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。

(3) 有線通信施設

ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。

イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用す

る。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。

ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。

(4) 県震度情報ネットワークシステムの活用

市庁舎敷地内に設置されている県の計測震度計の情報は、地震発生時の配備態勢に活用し、情報連絡体制の整備を図る。また、観測機器の維持管理に努める。

(5) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

2 市民への広報体制の整備

(1) スピーカー等の広報装置を積載した公用車を充実し、市民への確実な広報に努める。

(2) 地上デジタル放送やCATV等の地域密着型メディアと連携し、地域の災害情報をリアルタイムで市民に伝達できるよう災害放送の役割の明確化を図る。

(3) 広報誌、広報号外、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ファクシミリ等、複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備充実に努める。

(4) 要配慮者に対する情報提供体制の整備に努める。

(5) 市外へ避難した市民に対して、インターネットや携帯メールによる復旧情報が提供できるよう体制の整備を図る。

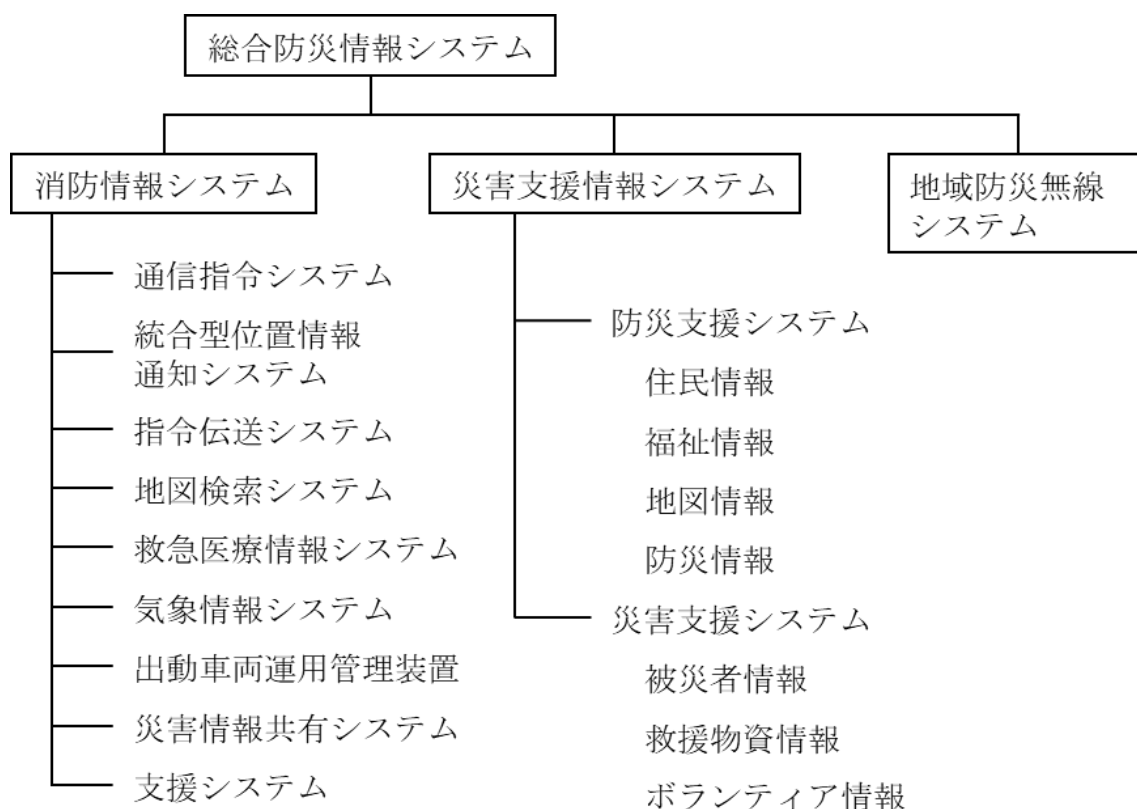
(6) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 総合防災情報システム

被災者への支援を迅速に実施するため、防災無線システムを整備するとともに、各種の情報をデータベース化した災害支援情報システムを構築し、消防情報システムとの連携を図り総合防災情報システムの整備に努める。また、地

図情報との連携を図ることにより、被害状況を正確に把握し、支援対策や復旧・復興計画に活用する。



第4節 非常用物資の備蓄

災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。

1 飲料水

(1) 個人備蓄

ア 各家庭においては、災害に備えて3日以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等に貯水する。

イ 市は、災害時井戸水提供の家の指定を積極的に進め、常に水質について把握し生活用水として活用する。

ウ 市は、各家庭における雨水の貯水及び利用を積極的に進める。

(2) 行政備蓄

ア 容器入り飲料水を備蓄する。

イ 可搬式浄水器等を活用し、プール水等を飲料水として利用する。

(3) 流通備蓄

災害時に飲料水を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水の確保を図る。

2 食糧及び生活必需品

(1) 個人備蓄

各家庭においては、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食糧及び生活必需品を備蓄する。

(2) 行政備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

さらに、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(15,000人)の3食×3日分の食糧を備蓄する。

イ 指定一般避難所、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。

食糧	アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク等
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等

(3) 流通備蓄

災害時に物資を供給できる事業者と協定を締結し、食糧及び生活必需品の確保を図る。

3 防災用資機材

- (1) 自主防災組織に対して、防災用資機材を貸与する。
- (2) 指定一般避難所、指定福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。

防災用資機材	発電機、投光機、LEDランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、特設公衆電話等
--------	---

4 防疫・衛生用資機材

- (1) 消毒用の薬剤など防疫・衛生用資機材を備蓄する。
- (2) 指定一般避難所、指定福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。

防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液、新型コロナウイルス感染症対策資器材
指定福祉避難所に備蓄	要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ

5 備蓄品等の管理

指定一般避難所、指定福祉避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的に実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

第5節 消防救急体制の整備

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、防火意識の高揚、消防体制の強化充実、危険物施設の保安対策に努める。

1 大規模火災における消防体制の整備

(1) 出火の防止対策

ア 消防本部

消防本部は、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、維持管理等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。

イ 防火管理者

防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施するほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。

ウ 防災管理者

防災管理者は、当該対象物の防災に関する消防計画を作成し、自衛消防組織による避難訓練等を定期的実施するほか、地震等発生時に想定される被害の軽減に努める。

エ 自主防災組織等

区、町内会、自治会の自主防災組織、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等各種団体は、防災訓練及び家庭の防火診断等の機会をとらえて、消火器具等の取扱いの訓練を実施する。

オ 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、増改築に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 常備消防力の強化

市における常備消防力は、1 消防本部、1 消防署及び5 消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、大規模災害に対する広域消防体制の整備を図る。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時において警

防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

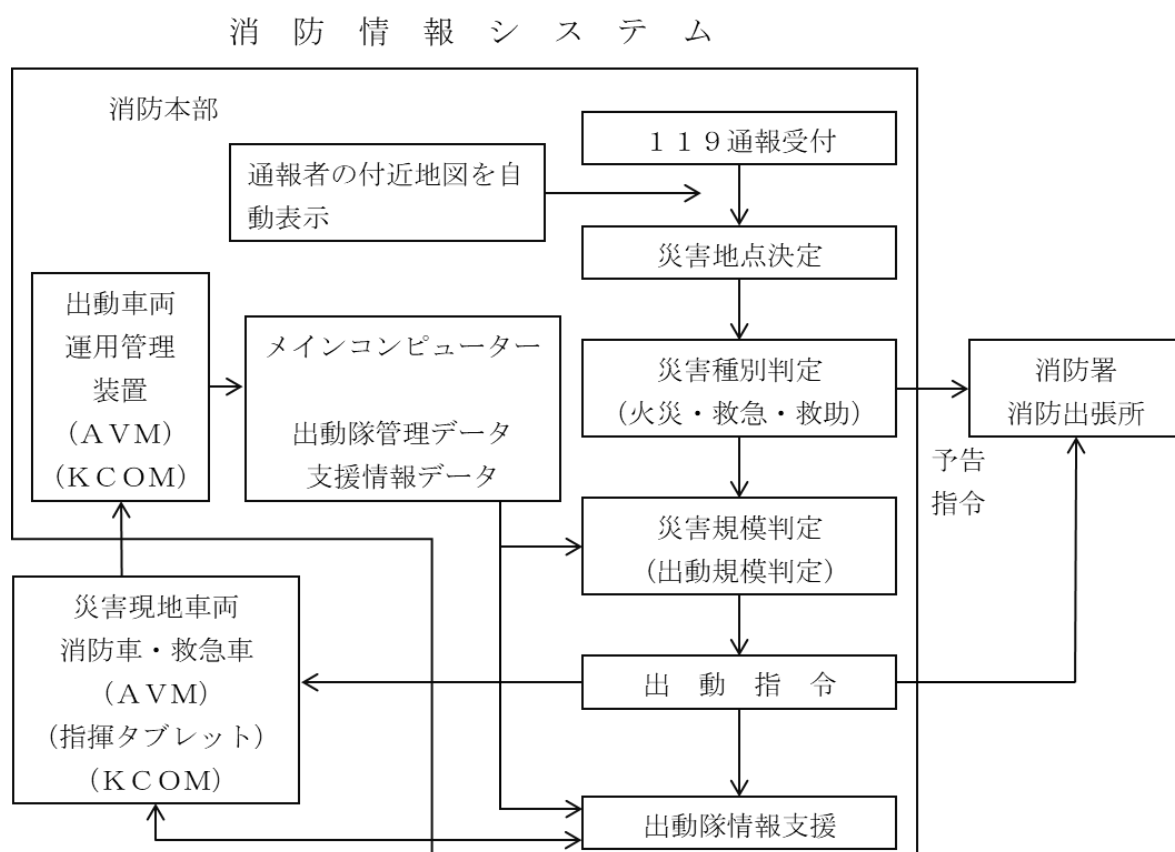
消防本部（署）・消防団保有の消防力

(3) 消防団の強化

消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。

(4) 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。



(5) 消防水利の確保

大規模火災に対する防災体制の確立を図るため、消火栓の整備及び耐震性貯水槽の設置を計画的に推進する。また、利用可能な池、井戸、河川等

の自然水利の状況について事前に調査する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
消防水利

2 救急・救助体制の整備

災害時に建物やブロック塀が倒壊したときの救急・救助活動に備え、救出用資機材（エンジンカッター、油圧ジャッキ等）及び応急救護用資機材を消防署等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
救助用資機材等

3 危険物施設等の予防対策

(1) 石油類等

ア 石油類等の危険物施設の所有者等は、危険物施設の保全に努めるとともに、施設の耐震性の強化に努める。また、危険物取扱者や保安監督者を定め、危険物及び危険物施設の適正な管理に努める。

イ 危険物取扱者は、知事が実施する危険物の取扱い作業に関する保安講習を受ける。

ウ 消防本部は、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所について、法令に定める技術上の基準に従って適切に維持管理されているかを定期又は随時に査察し、危険物の保安確保を指導する。

(2) 高圧ガス及び毒物劇物等

ア 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を取り扱う施設にあっては、それぞれ法令に定める保安上の基準に従って施設の保全に努めるとともに、施設の耐震性の強化に努める。また、保安責任者等を定め、災害時の自主保安体制の確立を図る。

イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。

ウ 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質の取扱施設における火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の参考とする。

第6節 応急医療体制の整備

災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。

1 医療体制の整備

(1) 大規模医療活動体制の整備

平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所等に開設できるような体制の整備を図る。

(2) 後方医療体制の整備

県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。

なお、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連携体制の整備を図る。

(3) トリアージ（負傷者選別）

災害で多くの負傷者が出た場合に備えて、既に県下において統一されたトリアージ方法の運用を図る。また、トリアージ等災害医療知識の普及、啓発を図る。

（注）トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者を最優先治療群（赤色）、非緊急治療群（黄色）、軽処置群（緑色）、不処置群及び死亡（黒色）に振り分けることをいう。

2 ライフライン確保対策の促進

災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講じる。また、医療機器の固定や薬品棚の転倒防止等必要な措置を講じるよう指導するとともに、給水タンクや非常用電源の耐震化の促進等協力を要請する。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品

災害時の緊急医療活動に総合保健医療センターの医薬品の在庫を利用する。また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医

薬品の備蓄を行う。

(2) 衛生用品及び常備薬

指定一般避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
医療施設等

第7節 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を円滑に実施するため、関係機関と協議し、緊急輸送体制を整備する。

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の確保

県が指定する緊急輸送道路のほか、各防災拠点、物資集配拠点等を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、市内全域の緊急輸送道路のネットワーク化を警察署及び関係機関と協議して確保する。

ア 第1次緊急輸送道路（県指定）

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災施設（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路（市指定）

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点等を連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。また災害直後の避難路として利用する。

(2) 効率的な緊急輸送のための措置

効率的な緊急輸送を行うために、警察署と協議して必要な看板、交通規制標識等の整備を図る。

(3) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調

達体制づくりに努める。

2 航空輸送

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着陸場所として、市内4か所のヘリポートを指定しているが、今後必要に応じて増設を図る。

様式・資料集 第2 資料 4 防災上必要な施設・設備等

ヘリポート可能箇所

第8節 広域応援派遣体制の整備

1 広域応援派遣体制の整備

他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。

2 救援物資の支援体制

他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必要な支援体制の整備を図る。

第2章 市民の防災行動力の向上

第1節 防災意識の高揚

1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、市及び県は、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

コ 指定避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

サ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動

シ 避難生活に関する知識

ス 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

タ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

ツ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

テ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ト 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ナ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

(5) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

(6) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市及び県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(7) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 学校等における防災教育及び安全対策

地震等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、認定こども園及び小規模保育事業所の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 児童等への防災対策

(1) 防災組織の整備

学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務

の分担、相互の連携等について組織を整備する。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。

(2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施

学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童等に対する防災教育

児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養並びに技術の向上を図る。

ウ 防災思想の普及

P T A等の研修会、各種講座等社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

エ 防災教育への消防団員等の参画

市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

ア 計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの

指導助言を受ける。

イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況及び児童等の発達段階を考慮して、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全対策

児童等の登下校(登降園も含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校等で樹立し、平素から児童等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、春日井市安全なまちづくり協議会等と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童等の安全を図るため、これら建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 施設・設備の点検及び整備

施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品およびその他の危険物を取り扱う学校にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第3節 自主防災組織の推進

地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を図る。このため、市及び県は、地域住民、施設及び事務所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

1 組織の育成

市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動内容

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報
消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火
救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水 (避難所運営支援)

3 活動に対する市の支援

(1) 技術指導の実施

市は、自主防災組織のリーダー研修の実施や安否確認訓練を通じ、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。

市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

ア 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防団、企業、

学校、防災ボランティア団体、防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。

(2) 資器材の整備

市は、防災器具庫をはじめ組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

自主防災組織に対する防災用資器材の貸与

第4節 防災ボランティアとの連携

災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。

1 連携・協力体制の推進

- (1) 市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携・協力や、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。

市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、NPO・ボランティア関係団体等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係

る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

- (2) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

2 活動の支援

(1) 受入体制の整備

ア ボランティアの受入にに必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。

イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、防災拠点等に活動できるスペースの確保を図る。

ウ ボランティアコーディネーターのフォローアップに努めるとともに、モニターが地域ボランティアコーディネーターとしての役割を担うよう、その養成に努める。

エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

オ 災害救援ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

カ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) 活動の啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時に

ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて、普及啓発を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第5節 要配慮者の安全対策

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

1 要配慮者

- (1) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知する能力がない者又は困難な者
- (2) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知しても救助者に伝えることができない者又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受けることができない者又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない者又は困難な者

2 避難行動要支援者対策

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及び

その入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。

(1) 要配慮者の把握

災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあることに留意する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿をもって、これにあてることができる。以下同じ。）を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第

三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(5) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者の移送等

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 要配慮者の防災教育及び防災訓練

(1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育やNPO・ボランティア等と連携した防災訓練の実施に努める。

(2) 外国人等に対し、防災パンフレットや各種行事等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

イ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

4 応援協力体制

(1) 災害時における要配慮者の受入施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設等との協力体制を整備する。

(2) 要配慮者の安全を確保するため、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

5 情報連絡体制

要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・児童委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。

6 指定福祉避難所の整備

(1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(4) 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

7 人にやさしいまちづくり

道路の段差の解消など要配慮者に配慮したまちづくりに努める。

8 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するた

め、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

- (1) 自衛防災組織体制の整備
- (2) 施設の耐震対策
- (3) 緊急連絡体制の整備
- (4) 防災教育及び防災訓練の実施
- (5) 防災備品等の整備
- (6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

9 災害ケースマネジメント

市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における要援護者等の受入に関する 協定書

第6節 企業防災の促進

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧さ

せるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市及び県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

3 企業の取組

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

また事業者は、屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、並びに避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 防災体制の強化

地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。

ア 危険物等の管理体制を強化する。

イ 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

ウ 事業所内における防災訓練を強化する。

エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

オ 地域自主防災組織等と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。

(4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(5) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(6) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

4 企業防災の促進のための取組

市及び県、商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 7 節 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者に対する措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(4) 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第3章 災害に強い都市の形成

第1節 防災まちづくりの推進

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

1 市街地の整備

(1) 面的な整備事業の推進

都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備について、県とともに積極的に進めていく。

(3) 特別緑地保全地区等の指定

都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全していく必要がある。市内では、特別緑地保全地区として、1か所（9.7ha）が指定されている。

(4) 防火地域及び準防火地域の指定

建築物の密集地域における火災発生時の延焼防止を図るため、集団的な防火に対する規制として防火地域及び準防火地域の指定を行い、都市防火の効

果を高め、安全な市街地の形成を図る。特に、土地の高度利用を図る地域、主要な避難路の沿道で不燃化を促進する必要がある地域等が指定されるように努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	防火地域	準防火地域
面 積	38 ha	2,101 ha

(5) オープンスペースの活用方法の調整

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

(6) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 建築物の安全対策

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

(2) 耐震改修促進計画

ア 耐震改修促進法では、学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならないとしている。

これらの特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の人が利用する

一定規模以上のものについては、必要な耐震診断・改修が行われていないと認めるときは、所管行政庁は必要な指示をすることができることとしており、特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対してパンフレットなどにより普及・啓発をしていくこととする。

イ 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

ウ 市耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進法における要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物）の耐震改修の促進に努めることとする。

さらに、愛知県耐震改修促進計画において、県指定の緊急輸送道路の沿道に存する建築物であって一定の高さ以上のものを要安全確認計画記載建築物として指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(3) 公共建築物の耐震性の確保・向上

公共建築物は、平常は不特定多数に利用され、災害時には避難、救護等の応急活動の拠点ともなるので、特に安全性の確保・向上を図る必要がある。既存公共建築物の耐震性の強化を図るため、緊急度の高いものから耐震診断、耐震改修を計画的に実施するとともに、非構造部材の耐震対策等を行い、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

(4) 民間建築物の耐震性の向上促進

多数の人が利用する一定規模以上の劇場、集会場、百貨店など不特定多数の市民が利用する特定建築物については、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行う。また、一般の建築物については、補助制度を利用した耐震診断及び耐震改修の奨励や、耐震性に関する意識を高めるため、防災フェアなどの開催時に、建築士会等の協力を得て耐震相談コーナーの設置など啓発に努める。さらに、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会においても、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前

対策等の推進に努める。

(5) 応急危険度判定体制の整備

建築士会等の協力を得て、民間の応急危険度判定士の養成に努めるとともに、市職員についても応急危険度判定士講習会やコーディネーターの講習会に参加するなど、応急危険度判定体制の整備に努める。

(6) 屋外広告物、窓ガラス及び外装材の落下防止

屋外広告物及び建築物の所有者等に対しては、地震による落下事故等を防止するため、屋外広告物、窓ガラス及び外装材の安全管理について啓発に努める。

(7) 工作物の耐震性の確保

ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。

(8) 空き家等の状況確認

市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(9) その他の安全対策

地震による被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止、危険物の安全管理、建物の防火調査、補強など可能な限り危険の排除を図るよう啓発に努める。また、住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

3 宅地等の安全対策

(1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域において、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視など法律の適正な

運用に努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

県は、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定し、市は、これら区域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。

※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし

(3) 土石流危険渓流等の災害防止

市域の約3分の1は砂防指定地に指定されており、地震後の土砂流出など二次災害の防止に努める。また、砂防指定地内における開発行為については、県と協力して無届行為の監視強化など法律の適正な運用に努める。

(4) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の養成に努め、体制整備を図る。

(5) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(6) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。

4 土砂災害の防止

(1) 土砂災害対策の推進

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。また、指定した各

区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報又は警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

(3) ハザードマップの作成及び周知

市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、

土砂災害（特別）警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方角を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

(ア) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

(イ) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市及び県は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用

施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

危険地区の定義

危険地区の名称		定 義
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂 流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

土砂災害警戒区域等の定義

警戒区域等の名称		定 義
土砂災害警戒 区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上部から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別 警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

山地災害危険地区

土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設（土砂災害警戒区域内施設）

5 液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」及び県が平成 23 年度から平成 25 年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害調査等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

6 文化財の保護

(1) 文化財の保存（保管）状況の把握

県がクラウド上に作成した「文化財レスキュー台帳」により共有する。

(2) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(3) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(4) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(5) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(6) 防火・消防施設等の設置

貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。

(7) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

(8) 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

イ 対処方針の作成・提出

ウ 耐震対策推進の周知徹底

エ 補助事業における耐震予備診断の必須

オ 耐震予備診断実施の徹底

7 安全なまちづくり

「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。

第 2 節 都市基盤整備の推進

地震発生時における都市施設の果たす役割は極めて重要である。道路をはじめとする公共施設の整備促進及び耐震性の強化に努め、また、上下水道等ライフラインの安全性及び信頼性の向上を図る。

1 公共施設

(1) 道路

災害時における円滑な交通、延焼遮断機能を確保するため、道路のネットワーク化を図り、道路の耐震性を強化する。

ア 市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を促進する。

イ 幹線道路は、避難路や緊急輸送路の機能がある道路として重点的に整備し、幅員、構造等について防災上の目的を考慮して計画する。

ウ 国道、県道等の広域幹線道路は、国、県等に要望し、整備の推進を図る。

エ 道路と鉄道の平面交差による交通渋滞に対処するため、耐震性に配慮した鉄道の高架化を促進するよう関係機関に要望する。

オ 災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路の狭あい部は、拡幅整備による改良を図る。

カ 地震により被害の想定される高盛土箇所の崩壊、軟弱地盤の埋立道路等の把握に努め、順次対策工事を実施する。

キ 県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、耐震改修促進法に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する道路として指定する。

ク 市は、春日井市耐震改修促進計画に位置づけた市指定緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の目標については、第1次、第2次緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標の設定方針に従い、これを達成するよう耐震化を図る。

ケ 市、県及び国は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(2) 橋梁等

耐震性の低い橋梁は、順次架替え、補強工事等を実施するなど耐震性の向上を図る。また、横断歩道橋は、国の定める指針に基づき建設されており安全性は高いが、必要に応じて点検等を実施する。

(3) 公園等

災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意する。

(4) 河川等

河川管理者は、地震による水害の防止を図るため、関係機関と協力して河川の堤防や護岸等河川構造物の耐震性の向上に努める。

(5) 鉄道

鉄道事業者は、災害時の旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の事項に

ついて対策を講ずる。

ア 鉄道施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備

イ 情報連絡体制の整備

ウ 復旧体制の整備

エ 運転規制、巡回点検等の予防対策の強化

(6) その他の施設

ごみ処理施設等の耐震化に努める。

2 ライフライン施設

(1) 施設の主要目標

ア 施設の代替性及び安全性の確保

災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設、廃棄物処理施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。

イ 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。

(2) 上水道

ア 施設の耐震化

断水を最小限にとどめるため、老朽配水管の布設替等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

イ 応急復旧体制等の整備

(ア) 災害時の応急復旧体制の強化を図るため、広域応援体制のほか関係団

体とも協定を締結するなど、体制の充実に努める。

(イ) 災害時に備えて防災用資機材の整備に努める。

ウ 応急給水体制の整備

災害時に、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、自己水源、配水池等を活用した応急給水体制を整備し、応急給水活動に必要な資器材の整備に努める。

(3) 下水道

衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。

ア 管渠施設の耐震化

雨水の排除による浸水の防除などのため、地震発生時において、下水道の有すべき機能を維持し、被災した場合にも、早期の機能回復を図り、その影響を最小限に抑えられるよう、管渠施設の耐震化を図る。

イ ポンプ場及び終末処理場の耐震化

ポンプ場及び終末処理場の耐震化を図る。今後の施設改修及び新設に際しては、構造計画、基礎地盤等の総合的な検討を行う。また、被害を受けた場合に備え、各処理場の簡易処理などを検討する。

(4) 電力

中部電力株式会社は、災害時の電力供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

ア 施設及び設備の耐震性の確保

イ 送配電設備の地中化対策

ウ 二次災害防止の啓発

エ 防災訓練及び防災教育の実施

オ 応急資機材の確保等体制の整備

(5) 都市ガス

東邦ガス株式会社は、災害時のガス供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

ア ガス導管等施設の耐震性の向上

- イ 緊急操作設備の強化
- ウ マイコンメーター設置の推進
- エ ガス漏れ事故等二次災害防止の啓発
- オ 防災訓練及び防災教育の実施
- カ 応急資機材の確保等体制の整備

(注) マイコンメーターとは、各需要家において、地震やガス漏れなどの異常時に一定の基準により自動的にガスを遮断する設備をいう。

(6) L P ガス

(一社)愛知県L P ガス協会は、災害時のL P ガス供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

- ア S型保安ガスメーター、ガス放出防止器等の設置
- イ 業務用設備に対する対震連動遮断装置の設置
- ウ 容器転倒防止対策等二次災害防止の啓発
- エ 応急資機材の確保等体制の整備

(7) 通信施設

ア 電気通信

(ア) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

- a 設備の耐震対策
 - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
 - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火・防水対策
 - (a) 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
 - (b) 防水扉・防潮板の設置
 - (c) 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
 - (d) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- c 通信網の整備

- (a) 伝送路の多ルート化
- (b) 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- d 各種災害対策機器の整備
 - (a) 孤立防止用衛星電話機の配備
 - (b) 可搬型無線機の配備
 - (c) 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
 - (d) 舟艇の配備
 - (e) 防災用資機材の配備
- e 防災に関する訓練
 - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
 - (b) 災害時における通信の疎通訓練
 - (c) 設備の災害応急復旧訓練
 - (d) 社員の非常呼集の訓練
- f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
 - 蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

(イ) 株式会社N T T ドコモ

株式会社N T T ドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- a 設備の耐震対策
 - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
 - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火・防水対策
 - (a) 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - (b) 防水扉・防潮板の設置
- c 通信網の整備
 - (a) 伝送路の多ルート化

- (b) 重要通信センタの分散化
- d 各種災害対策機器の配備
 - (a) 移動無線基地局車の配備
 - (b) 移動電源車の配備
 - (c) 非常用マイクロ設備の配備
 - (d) 衛生携帯電話及び携帯電話の配備
- e 防災に関する訓練
 - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
 - (b) 災害時における通信の疎通訓練
 - (c) 設備の災害応急復旧訓練
 - (d) 社員の非常呼集の訓練
- f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
 - 蓄電池、発電装置の長時間化
- g 被災地域への通信の疎通確保対策
 - (a) 災害対策機器による通信の疎通確保
 - (b) 非常用基地局による通信の疎通確保
- (ウ) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- a 設備の耐震対策
 - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
 - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火対策
 - (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - (b) 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

- c 通信網の整備
 - (a) 国際伝送路の多ルート化
 - (b) 国内外代替伝送路の確保
- d 防災に関する訓練
 - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
 - (b) 災害時における通信の疎通訓練
 - (c) 国際通信設備等の応急復旧訓練
 - (d) 社員の非常参集訓練
- e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - (a) 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - (b) 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - (c) 可搬型国際電話ブース配備の検討
- f 緊急連絡手段確保対策
 - (a) 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - (b) アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- g 緊急輸送対策
 - 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルート

(エ) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- a 設備の耐震対策
 - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
 - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火・防潮対策
 - (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - (b) 防水扉・防潮板の設置
- c 通信網の整備

- (a) 伝送路の多ルート化
- (b) 主要な中継交換機の分散設置
- (c) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

d 防災に関する訓練

- (a) 災害予報及び警報伝達
- (b) 非常招集
- (c) 災害時における通信その確保
- (d) 各種災害対策用機器の操作
- (e) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (f) 消防
- (g) 避難と救護

e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

f 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

(オ) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

a 設備の耐震対策

- (a) 建物、鉄塔の耐震対策
- (b) 通信機械設備の固定・補強等

b 防火対策

- (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

c 通信網の整備

- (a) 伝送路の多ルート化
- (b) 主要な中継交換機の分散設置
- (c) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

d 防災に関する訓練

- (a) 災害予報及び警報伝達
- (b) 非常招集

- (c) 災害時における通信疎通確保
- (d) 各種災害対策用機器の操作
- (e) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (f) 消防
- (g) 避難と救護
- e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - 可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討
- f 緊急連絡手段確保対策
 - コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備
- g 緊急輸送対策
 - 関係機関との連携による輸送手段の確保の検討
- (8) 自然エネルギーの利用
 - ライフライン施設対策として、身近な自然エネルギーを利用した施設整備を検討する。
 - ア 雨水を一時貯留して、防火用水及び生活用水に利用する。
 - イ 緊急用電源として太陽光発電の利用を推進する。
 - ウ 緊急用生活用水として井戸、河川等の水利用を図る。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における相互連携に関する協定

第3節 防災対策施設の整備

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、活動の拠点となる施設の役割・機能に応じ、必要な設備及び資機材の整備に努める。地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。）による「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。整備にあつては、防災対策事業債を活用するとともに、地震防災対策事業の推進を図るための県費補助金を活用する。

1 市役所庁舎

- (1) 災害対策本部の機能が円滑に実施できるよう総合防災情報システムの整備を図る。
- (2) 庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。

2 防災拠点

- (1) 災害時の機能区分に従い、必要なスペースをあらかじめ定めておく。
- (2) 拠点機能が発揮できるよう防災倉庫を整備し、緊急資機材を備蓄する。

3 物資集配拠点・医薬品等供給拠点

- (1) 災害時の機能区分に従い、必要なスペースをあらかじめ定めておく。
- (2) 総合保健医療センターの医薬品等は、災害時に使用するため、在庫の拡充に努める。

4 指定避難所等

地震による被害が発生した場合は、地域の公園等の緊急避難場所へ一時的に避難し、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。さらに、密集市街地等にある指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(1) 指定避難所等の指定

避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があるこ

とを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

ア 指定一般避難所

災害時の避難所として、各小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

イ 指定福祉避難所

要配慮者の避難所として防災拠点等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

ウ 指定緊急避難場所

(ア) 広域避難場所

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。

(イ) 緊急避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。

市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定し、標示板を設置するなど市民に周知する。

エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備

指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

オ 避難所の追認

災害時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設等へ避難した場合は、申し出によりその場所を新たに避難所として追認、登録し、指定避難所と同様の支援を行う。

(2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備

ア 避難者を受け入れる場所、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。

イ 避難者の生活を確保するための最低限必要な資機材等を計画的に整備するよう努める。

ウ 指定一般避難所及び指定福祉避難所となる施設の耐震強化に努める。

エ 標示板を設置するなどして市民に周知する。

オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。

(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等

(イ) 運営事務機器の整備：コピー機、パソコン等

(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

カ 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(3) 避難所の運営管理体制の整備

ア 市は、避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

ウ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

エ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から本部事務局、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 避難路の整備

ア 各地域と指定一般避難所、指定福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。

イ 避難路は、安全なまちづくり活動及び拠点参集訓練を通じて点検を行う。

ウ 河川の水辺空間を避難路として整備し、延焼遮断機能を強化する。

(5) 避難に関する広報

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ア 指定緊急避難場所等の広報

指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の所在地
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路
- (エ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の区分
- (オ) その他必要な事項
 - a 指定緊急避難場所と指定一般避難所及び指定福祉避難所の役割が違うこと
 - b 指定緊急避難場所は災害に応じて指定がなされていること

イ 市の避難計画

- (ア) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路及び誘導方法
- (エ) 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び指定福祉避難所開設に伴う被災者救 援措置に関する事項
 - a 応急給水措置
 - b 給食措置

- c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する応急救護
- (ロ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の管理に関する事項
- a 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の秩序保持
 - b 避難者に対する災害情報の伝達
 - c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難者に対する各種相談業務
- (カ) 災害時における広報
- a 広報車による広報
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 市民組織を通じての広報

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

指定避難所等

5 避難行動の促進対策

- (1) 避難情報は空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- (2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

- (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- (ア) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難先への立退き

避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所滞在中の心得

(4) その他

ア 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

イ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 防災施設及び災害対策用資機材の整備

(1) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。とくに、防災上重要な施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 防災中枢機能の充実

市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(3) 消防車両・資機材

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(4) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。

(5) 救助施設・設備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材等について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

第４節 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、県民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。
また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第4章 地震災害の防止に関する調査研究

地震災害は、様々な災害が同時に広域的に多発し、また、その被害状況は地域的な特性を有している。特に、近年では高層ビルの増加、市街地への人口の集中、大規模な宅地開発などの社会的な変化により、災害要因も多様化し危険性も増大している。

こうした状況に対し、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

- 1 公共施設を中心とした耐震診断の実施
- 2 要配慮者及びボランティアに関する調査研究
- 3 都市の防災化に関する調査研究
- 4 地域別出火危険度及び延焼防止に関する調査研究
- 5 地域別危険箇所等防災マップの作成
- 6 防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するための地籍調査

第5章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無にかかわらず、従前から実施している突発地震への備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す目的で、南海トラフ地震臨時情報を活用する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、準備態勢をとる。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、第1次非常配備態勢をとる。
- (2) 対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュー

ド 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、第 1 次非常配備態勢を確保する。また、当該期間の経過後 1 週間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインにおいて、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を、事前避難対象地域とし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事前に避難することとしているが、当市においては津波浸水想定区域がないため、事前避難対象地域は存在しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。

5 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる対策を定める。また、県は、市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保する。

ア 市内の危険箇所の巡視及び警戒

イ ため池・水門等の操作・点検

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備及び配備等

6 ライフライン関係等

水道、電気、ガス、通信及び放送関係事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

7 市が管理する施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市庁舎、公民館、ふれあいセンター、図書館、学校等の対策は概ね次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の来所者等への伝達

来所者等がとるべき防災行動を適切に伝えることができるよう事前に検討する。

イ 来所者等の安全確保のための措置

ウ 施設の防災点検、巡視及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

(2) 公共土木施設等

迅速な道路状況の把握に努め、道路利用者に対する情報提供や、道路啓開の準備等を行う。

また、工事中の建築物その他工作物等については、安全確保上実施すべき措置をとる。

(3) 対策本部及び災害支援本部設置施設

対策本部及び災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する施設においては、(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとる。

ア 非常用電源の確保

イ 通信手段の確保

ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけ

る滞留旅客等の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第 3 編第 1 章第 1 節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第 3 編第 2 章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上マグニチュード 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 キロメートル程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。